

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調 達 件 名	札幌市学校施設冷房設備整備事業モニタリング支援業務
発 注 課	札幌市教育委員会総務部学校施設課
選 定 事 業 者	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 昨年度までのPFI事業手続きにおけるアドバイザー業務等各種業務を受託した有限責任監査法人トーマツは、PFI事業の契約内容を始めとするこれまでの調整・検討内容を熟知しているため、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成することができることから、本業務における契約の相手方として選定することが妥当と考えられる。ただ、当該法人では、グループ企業内における業務分担の変更を行っており、当該業務はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に移管されている。 以上より、本事業の契約の相手方としては、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社を選定することが妥当であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号